

通所介護・通所型サービス

重要事項説明書

(2026年1月1日)

1 当該事業所が提供するサービスについての相談窓口

管理者 伊藤貴俊
担当者 友田芳枝 横尾文彦
連絡先 049-232-5155(午前9時～午後6時)

2 川越キングス・ガーデン 通所介護・通所型サービス概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称 社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉
川越キングス・ガーデン
所在地 埼玉県川越市大字天沼新田字水窪247番地2
介護保険指定番号 川越市 1170400228号
サービスを提供する対象地域 川越市・坂戸市・鶴ヶ島市(その他の地域の方でもご希望の方はご相談ください)

(2) 当該事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉施設長資格	1名		管理	1名
生活相談員	介護福祉士	1名以上		生活支援	1名以上
機能訓練指導員	看護師		1名	機能訓練指導	1名
事務職員		1名			1名
看護・介護職員	看護師、介護福祉士 介護福祉士実務者研修、 介護職員初任者研修修了者	4名以上		看護・機能訓練指導・介護	4名以上
調理員			1名		1名

(3) 当該事業所の設備の概容

- ・食堂: 1室
- ・機能訓練室: 1室
- ・相談室: 1室
- ・浴室: 2室 (一般浴槽、特殊機械浴槽があります)
- ・送迎車: 4台 (車椅子のまま乗れるリフトカーもあります)

(4) 営業時間

- ・月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
- ・サービス提供時間 午前10時～午後4時
- ・定休日 土曜、日曜、(その他12月30日～1月3日休業)
- ・緊急連絡先 Tel049-232-5155

3 サービス内容

- ・送迎… 利用者宅と当該事業所間を送迎します。車椅子を使用している方も可能です。
- ・食事… 高齢者に適したバランスの良い昼食を利用者の容態に合わせて提供します。
- ・入浴… 一般浴槽、機械を使った特殊浴槽を選択できます。
- ・機能訓練… リハビリ機器を使った機能訓練の他、手芸、絵画、音楽、楽しいゲームなど

を取り入れた機能回復及び維持訓練を行います。

・生活相談… 専門職や関連機関と連携しながら利用者ならびにご家族の相談に応じます。

4 通所介護料金

(1)利用料金 1単位(6級地)=約10.27円

1日あたりの通所介護利用料基本料金 (利用時間:6時間～7時間以内)

※「サービス提供体制強化加算Ⅰ」「中重度者ケア体制加算」「介護職員等処遇改善加算」「栄養アセスメント加算」「栄養改善加算」を含む

要介護度	基本単位	利用者負担額	2割負担の場合	3割負担の場合
要介護1	584	約719円	約1438円	約2157円
要介護2	689	約834円	約1668円	約2502円
要介護3	796	約953円	約1906円	約2859円
要介護4	901	約1072円	約2144円	約3216円
要介護5	1008	約1190円	約2380円	約3570円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	18			
中重度者ケア体制加算	45			
栄養アセスメント加算	50			
栄養改善加算	1回200 月2回まで			
入浴費	40	約41円	約82円	約123円
個別機能訓練加算Ⅰイ	56	約58円	約116円	約174円
認知症加算	60	約62円	約124円	約186円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		所定単位× 92/1000		

5 通所型サービス料金

(1)利用料金 1単位(6級地)=約10.27円

1ヶ月あたりの通所型サービス利用料基本料金 (利用時間:6時間～7時間以内)

※「サービス提供体制強化加算Ⅰ」「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」を含む

	基本単位	利用者負担額	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1	1798	約1937円	約3874円	約5811円
要支援2	3621	約3900円	約7800円	約11700円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1 88			
	要支援2 176			
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		所定単位× 92/1000		

1日当たりの通所型サービス利用基本料金(利用時間:6時間～7時間以内)

	1月当たりの回数を定める場合	単位数	利用者負担額
要支援1	月4回まで	436単位	約448円
要支援2	月8回まで	447単位	約459円
介護職員等 処遇改善加算I	所定単位× 92/1000		

※金額はすべて目安となっております。月単位では若干の誤差が生じますので、ご了承ください。

※所定単位とは各加算を合計した単位となります。

(2)実費負担に関して(通所介護・通所型サービス)

1回利用あたり800円です(昼食、おやつ代、作業費等を含む)。

その他:おむつ代等及び特別行事に係る費用は自己負担となります。

・オムツ 100円 ・パット 50円

(3)キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の前日、午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料
②ご利用日の当日、午前9時までにご連絡をいただいた場合	デイサービス利用料の10%
③ご利用日の当日、午前9時までにご連絡がなかった場合	デイサービス利用料の20%

(4)支払い方法

毎月、10日前後に前月分の請求書を発送いたしますので、月末までにお支払ください。お支払

いただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、原則として口座引落しをお願いいたします。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合はサービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③ 自動終了 以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合。

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定され、介護予防・生活支援サービスの事業対象者にならなかった場合

・介護予防・生活支援サービスの事業対象者外となった場合

・利用者がお亡くなりになった場合

④ 利用者は次の事由に該当した場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ・事業者が守秘義務に違反した場合。
 - ・事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ・事業者が破産した場合。
- ⑤ 事業者は次の事由に該当した場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- ・利用者のサービス利用料金お支払いが30日以上遅延し、料金を支払うよう催促したにも関わらず15日間以内に支払わない場合。
 - ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
 - ・利用者の入院若しくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
 - ・やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合。
 - ・利用者又はその家族等が、事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- ⑥その他
- ・第三者評価の実施状況 ※無し

7 事業者の解約権

本契約を継続しがたいほどの背信行為とは、以下のような場合です。

- ①事業者(管理者・職員)に対する身体暴力(身体的な力を使って危険を及ぼす行為)
- ②事業者(管理者・職員)に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③事業者(管理者・職員)に対するセクシャルハラスメント(意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)
- ④介護サービス提供拒否、事業者からの連絡に応じない等、事業運営を著しく阻害し、信頼関係を築くことができない行為
- ⑤事業者(管理者・職員)あるいは他の利用者に対する故意な法令違反その他著しく状態を逸脱する行為

8 個人情報の保護について

- (1)事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2)事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止する物とします。

9 金品の授受の禁止

事業者は、ご利用者様・ご家族様から利用料に関わる費用以外の金品や飲食物、その他財産上の利益を受け取る事は出来ません。

- 10 貴重品・金銭の管理は、ご利用者様・ご家族様の責任にて行って頂きますようお願い致します。不要なトラブルを避けるため貴重品や金銭等を極力目につく場所に置かないようご配慮をお願い致します。

11 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・利用者及び、ご家族の気持ちを大切にしながら、ご希望に添ったサービスを提供します。
- ・利用者の尊厳を重んじ、サービスを利用なさることによって生きがいもてるような援助をいたします。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

- ①送迎時刻は契約時にお知らせしますが、変更がある場合には事前に連絡します。
- ②サービスの中で看護師による体調確認がありますが、ご家庭でも利用前に体調確認をお願いします。
- ③体調不良等によるサービスの中止、変更
 - ・風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
 - ・当日の健康確認の結果、体調が悪い場合にサービス内容の変更又は中止をすることがあります。
 - ・利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ④食事のキャンセル……前日までにキャンセルの通知があれば、無料になりますが、当日のキャンセルは全額有料となります。
- ⑤時間変更…天候異変、送迎車故障等のやむを得ない理由で時間変更を行う場合は、利用者、またはご家庭にご連絡いたします。
- ⑥設備、器具の利用…サービス利用中の設備、器具の利用は無料です。

12 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化や事故が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

13 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。
なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	ライフサポート損害賠償保険

14 非常災害対策

- ・災害時の対応 災害マニュアルに従った避難と通報及びご家庭への連絡
- ・防災設備 耐火建築構造、全館スプリンクラー設備、消火栓、非常通報装置設置
- ・防災訓練 年2回の総合消防訓練、その他年10回の防災訓練実施
- ・防火責任者 伊藤 貴俊(甲種防火管理者講習課程終了 第 11575 号)

15 業務継続計画について

感染症や災害時にサービス提供を継続的に行えるように事業継続計画を策定し、事業継続計画書について職員に周知し、定期的な研修や訓練を行います。また定期的に計画書の見直しを行います。

16 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止について

感染症、食中毒の予防及びまん延防止について、検討する委員会、研修、訓練を定期的に

実施するとともに指針の整備を行います。

17 虐待防止について

虐待防止の発生、又はその再発防止につきましては以下の取り組みを行っていきます。

- ①虐待防止のための委員会を定期的に開催し、虐待防止のための指針の整備を行います。
- ②虐待防止に関する責任者を選出するとともに、職員に対し虐待防止のための研修を実施いたします。
- ③サービス提供中に虐待を疑わせる状況を確認した場合、市町村に報告する義務があります

18 身体拘束等の適正化のための対策

身体拘束の適正化の対策について、検討する委員会、研修、訓練を定期的実施するとともに指針の整備を行います。

19 サービス内容に関する相談・苦情窓口

- * サービス相談・苦情窓口（受付時間 月～金曜日 10:00～17:00）
川越キングス・ガーデン 049-232-5155
- * 埼玉県国民健康保険連合会 苦情相談窓口 048-824-2568
- * 川越市介護保険課 049-224-8811(代表)
川越市以外の方は、現在お住まいの市区町村の介護保険課にご相談ください。
- * 第三者委員 石井 陵太 042-781-3226
町田 さとみ 049-224-7594

20 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉
代表者役職・氏名 理事長 片岡 正雄
本部所在地・電話番号 川越市大字天沼新田字水窪247番地2 TEL049-232-5155

定款に定めた事業	1 特別養護老人ホーム
	2 軽費老人ホーム(ケアハウス)
	3 老人デイサービス事業
	4 老人短期入所事業
	5 老人居宅介護等事業
	6 老人介護支援センター
	7 障害者福祉サービス
	8 生計困難者に対する相談支援事業
	9 特定相談支援事業

指定事業	特別養護老人ホーム	3か所
	短期入所生活介護	3か所
	介護予防短期入所生活介護	3か所
	通所介護	2か所
	訪問介護	2か所
	地域包括支援センター	2か所
	居宅介護支援	2か所
	日常生活支援総合事業	4か所